○国土交通省告示第二百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一（備考一から備考六までに係る分を除く。）リチウムイオン電池（リチウムイオン電池ポリマー電池を含む）の項中「A51」を削る。

別表第一備考二の表A51の項を次のように改める。

A51	航空機用蓄電池については、旅客機で輸送する場合の許容質量を100kg以下とする。ただし、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○気象庁告示第二号

津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式（平成四年気象庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月七日から適用する。ただし、同日十二時前に行う発表については、なお従前の例による。

平成二十五年三月六日

気象庁長官　羽鳥　光彦

第五条　第三条の予報及び警報事項は、次の表のとおりとする。

種別	呼称 和文	呼称 英文	説明
津波に関する海上予報	津波注意報発表 ツナミチュウイホウハツピョウ	TSUNAMI ATTENTION	高いところで1mの津波が予想されますので注意して下さい。
	津波注意報解除 ツナミチュウイホウカイジョ	TSUNAMI CATTENTION CLEARED UP	津波注意報を解除します。
	津波警報解除 ツナミケイホウカイジョ	TSUNAMI WARNING CLEARED UP	大津波警報又は津波警報を解除します。
津波に関する海上警報	津波警報発表 ツナミケイホウハツピョウ	TSUNAMI EXPECTED	高い所で3mの津波が予想されますので警戒して下さい。
	大津波警報発表 オオツナミケイホウハツピョウ	MAJOR TSUNAMI EXPECTED	3mを超える津波が予想されますので厳重に警戒して下さい。

TSUNAMI ADVISORY
TSUNAMI WARNING

国会事項

衆議院

決議送付

三月四日伊吹議長から安倍内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議

質問書提出

三月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書（赤嶺政賢提出）

議事日程

三月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
平成二十五年三月五日（火曜日）
午後二時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

三月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号
平成二十五年三月五日（火曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

議案提出

三月四日議員から次の議案が提出された。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案（鈴木寛外九名発議）

要求書提出

三月四日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案（鈴木寛外九名発議）

議案受領（予備審査）

三月四日衆議院から次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要外五名提出）（衆第一号）

質問主意書提出

三月四日議員から次の質問主意書が提出された。

麻生太郎金融担当大臣のゆうちょ銀行に対する発言に関する質問主意書（森田高提出）（第四七号）

質問主意書転送

三月四日次の質問主意書を内閣に転送した。

道徳教育の充実に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四一号）

国の統治形態と官僚制に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四二号）

拉致被害者の政府認定基準に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四三号）

人事異動

内閣

（大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事）判事　田川　直之

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事・大分簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中谷雄二郎

兼官を免ずる（以上三月二日）

内閣府

総合科学技術会議議員に任命する（各通）　久間　和生　原山　優子　内山田竹志　橋本　和仁

預金保険機構理事長に任命する　田邉　昌徳

預金保険機構理事に任命する（各通）（以上三月一日）　軍司　育雄　櫻井　正史

消費者庁

（公正取引委員会事務総局官房総務課長）内閣府事務官　菅久　修一

消費者庁審議官に転任させる（二月八日）

法務省

（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　瀬田　浩久

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（三月一日）

○定年退官

長岡区検察庁副検事板垣恒夫は、検察庁法第二十二条の規定により三月一日限り定年退官